

令和4年度

第388回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第388回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。11番仲泊元輝委員、13番の高宮城実一郎委員は連絡が入っていないようです。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、4番仲宗根光夫委員、6番大城信男委員、お願いします。</p> <p>事前現地調査委員、2番島袋孝栄委員、8番仲村学委員、そして14番池宮城盛基委員、報告者は、8番仲村学委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、座って議事を進行させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号16番 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>ご審査のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を2番島袋孝栄委員、8番仲村学委員、14番池宮城盛基の3名で行っておりますので、調査報告を8番仲村学委員よりお願いいたします。</p>
8番	<p>3月24日金曜日、午後1時から午後2時30分まで2番島袋孝栄委員、14番池宮城盛基委員、私8番仲村学、また事務局からは譜久山局長と与那嶺主査の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、島袋孝栄委員、池宮城盛基委員、よろしく申し上げます。それでは座って報告したいと思います。</p> <p>議案第1号、受付番号16番、見取図の1ページになります。申請地の大里3丁目128番は県立美里工業高校の北西に位置し、現況は休耕地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても、申請地の面積1,061㎡で、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはさつまいもの栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号16番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番宮城委員。</p>

7番	譲受人の年齢だけお願いします。
事務局	年齢は38歳になります。
議長	ほかにございましたら。
	「進行」の声あり
議長	進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第1号、受付番号16番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第1号、受付番号16番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。許可といたします。 議案第2号、受付番号20番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、8番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
8番	ご報告いたします。 議案第2号、受付番号20番、見取図の2ページになります。申請地は、市立美原小学校の北に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた「第一種低層住居専用地域」にあり、第3種農地としました。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございま

4番	<p>した。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号20番について委員の意見を求めます。4番仲宗根光夫委員、どうぞ。</p> <p>この貸し駐車場というのはまだ完成はしていないんですか。始末書を取られて、今のところほかのものに使っていて駐車場を造るために農業委員会に提出されていますが、何でそういうふうになっているのか。</p>
事務局	<p>今、既に駐車場として使われています。</p>
4番	<p>現在、駐車場、この●●さんは何でこの申請をしたのかな。誰かに指摘されてそういうふうになったのか。今、この写真を見なかったらほかのものに使っていて、駐車場を造るためにやって始末書を出されたのかなと思ったんだけど、これは今見ると駐車場をずっと使っているような感じである。誰かがアドバイスしてくれたのかなということですか。●●さんのはこれを出したほうがいいよとか誰かやってくれたのかね。何で今頃始末書、転用の申請が出るのか。駐車場を造ろうとしてほかのものをやっていて、これは農地だから転用しないといかんよと誰かに言われたのかなと思って。今見たら駐車場の形があるので、何でそうなったのかな。</p>
事務局	<p>それについてはまだ確認はしていません。恐らくなんですけれども、多分売買したいと思っている。その場合に登記が畑なので、農地転用を取って、農地転用の許可書でまた売買手続を行うのではないかと。恐らくですが、詳細は確認させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>いいですか。これは4条なんですね。本人が駐車場として使っている。この場所は美里の第一の区画整理事業でできているところなんですね。だから分からなかったのではないかと。宅地として整備しているので、1つ考えられるのは分からなくて駐車場としてそのまま経営していたのかなと思ったりもするんですね。これも定かではないです。以上です。</p>
議長	<p>ほかにございましたら。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がございますが、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。受付番号20番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p>

議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号20番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第2号、受付番号20番については許可相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号14番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、8番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
8番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号14番、見取図の3ページになります。申請地は、市立宮里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた「第一種低層住居専用地域」にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号14番について委員の意見を求めます。</p>
議長	<p>ほかになければ進行したいと思っておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号14番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>

議長	<p>異議なしの声。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号14番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>議案第3号、受付番号14番については承認相当といたします。</p> <p>議案第4号 受付番号106番から113番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。すみません、受付番号106番と107番の渡し人ですけれども同じ方でございます。107番で割愛させていただきます。ほか1名は次のページ5ページに記載しております。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、8番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
8番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号106番、107番は見取図の3ページになります。申請地は、市立美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号108番、見取図の5ページになります。申請地は、市立宮里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた「第一種中高層住居専用地域」にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号109番、110番、見取図の6ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南東に位置し、現況は建築中の建物でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた「第一種低層住居専用地域」にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号111番、見取図の7ページになります。申請地は、沖縄市農民研修センターの北に位置し、現況は一部バナナの植えられた畑でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号112番、見取図の8ページになります。申請地は、美里公民館の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定</p>

<p>議長</p>	<p>する用途の定められた「第一種住居地域」にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号113番、見取図の9ページになります。申請地は、沖縄市農民研修センターの北西に位置し、現況は野菜畑でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第4号、受付番号106番から113番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番宮城委員。</p>
<p>7番</p>	<p>受付番号106番です。墓を造るようですが、隣に住宅地域が密集している、その辺は大丈夫なのかが1点。もう1点、受付番号113番。ここは前に埋め土をして水路が変わった場所だと思うのですが、先ほど水路の説明がありますが、そういう水路がさらに埋まる可能性がないかどうか、それについてお願いしたいと思います。2点についてよろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね、この受付番号106番についてなんですが、3か月前の12月に、この横にもう1つあるんです。そこは石垣とかを置いていて、そこも墓地として農地転用許可の申請をされていて、1月に許可が下りて墓地埋葬法の許可もそのときに一緒に下りているので、問題がないかなと考えています。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号113番ですが、その申請地のちょっと真ん中方面を用悪水路が通っているわけなんですけれども、それを隣接地に沿って付け替えをする。その場所というのが大雨になったときには、すごいプールみたいな状況になってすごい水がたまってしまう場所なんです。ですからその用悪水路の付け替え協議というのが、この高さまで持っていくのか、それとも埋めて暗渠にするのかは、ちょっとこちらのほうではまだ把握はしておりません。一応は以前、何か話を聞くと盛り土していく。道路の高さぐらいまで。</p>
<p>7番</p>	<p>その水路が通っているところの先のほうに埋め土したところがあって、前にそこにボックスをやって開発したんですがね、そういうことでこの水路を改良するのはかなり大きな改良をしないといけないのかなと思ってお聞きしている。</p>
<p>事務局</p>	<p>この場所なんですけれども、七、八年ぐらい前ですか、地主の●●さんがすごい大雨が降ると本当にプールになる。3mぐらいの高さまで水がすごい、1,900㎡ありますから、その分がこういう状態になっているということを考えると、後ろで開発する予定があったんですけど頓挫してしまっているということもあったんですけれども、今回はこの●●産業さんが買い取ってその盛り土をして道路の高さまで上げるという計画になっているみたい</p>

事務局	<p>です。</p> <p>ただ心配なのが水路ですけども、直線をこうして付け替えするときに歪んでいるんですよ。今度はそこで水の勢いが止まって、そこで止まらないのかなというのが心配なんです。</p>
事務局	<p>多分こちらに関してはそういうその水路の幅とか、曲げたりとかも思うんですけども、これは下水道課と今調整していますので、その水量といたしますか、そういうものまでの協議に入っている途中でございます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>なければ進行したいと思いますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号106番から113番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号106番から113番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第4号、受付番号106番から113番については許可相当といたします。</p> <p>議案第5号 受付番号22番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。</p> <p>ご審査のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第5号についても、現地調査されておりますので、8番仲村学</p>



<p>8番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>委員、現況報告をお願いします。</p> <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号22番、見取図の10ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の北西に位置し、現況はミカン畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号22番について、委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声が上がっておりますが、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号22番を承認とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号22番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> <p>全員が賛成。沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4第1項第1号に該当することと、承認といたします。</p> <p>引き続きまして、議案第6号 受付番号13番、農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>「はい」の声あり</p> <p>ご説明します。 議案書の9ページになります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について。</p> <p>ご審査のほどよろしく願いいたします。</p>
--	---

<p>議長</p> <p>8番</p>	<p>それでは現地調査の報告を8番仲村学委員、お願いいたします。</p> <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第6号 受付番号13番、見取図の11ページになります。申請地は、沖縄税務署の南に位置し、現況は保育園でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた「第一種住居地域」にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに意見がないようですけれども、進行してよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>進行いたします。</p> <p>議案第6号については適格証明相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの声。買受適格者であることを証明相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員が賛成。証明相当とすることに全員が賛成でありますので、証明相当といたします。</p> <p>決議を読み上げます。議案第6号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、受付番号13番について買受適格証明の交付を受け、買受人になり、農地法第5条の許可申請書を提出したとき、証明交付時と変更がない場合は証明交付時の意見を付して進達してよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>追加議案になる。</p>


事務局	すみません、今、テーブルの上に置いた追加議案というのが2つあります、その資料をお願いします。
事務局	<p>追加議案書、ページ10-1をお開きください。議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について。令和5年2月24日から令和5年3月25日の間の30日間、沖縄市農業委員会のホームページにて農業者から広く意見を求めましたが、意見等はございませんでした。それでは内容につきましては前回の総会のほうでも説明したとおりでございます。そこで、変わった点だけご報告いたします。ページ10-2、(2)の遊休農地の解消、②の目標、緑区分の遊休農地の解消目標面積を6haから7haといたしました。これは、1号遊休農地面積の33haの5分の1以上になるように設定をいたしております。ここでちょっと強調したいのは、ページ10-3に最適化活動の活動目標、推進委員等が最適化活動を行う目標人数といたしまして、最適化活動を行う農業委員の数が14名、農地利用最適化推進委員の数が5名、これは月5日間は活動していただきたいということです。その他につきましては前回同様の(案)を取った目標値といたします。以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	それでは議案第7号について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番。
7番	今の最適化活動の件ですけれども、最適化活動日数目標が毎月5日というふうになっていますが、1日の時間という制限はないんですよね。1日のうち何等かの形で動けばいいということですね。
事務局	5分活動しても1日です。
7番	分かりました。頑張ってみよう。しかし、今は電話があるからよくなった。携帯があるものだから連絡がしやすくなったような気がする。
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>なければ進行したいと思います。進行いたします。</p> <p>議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、沖縄市農業委員会のホームページの掲載に賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、沖縄市農業委員会のホームページに掲載いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第8号 職員の任免について。市長部局より人事課か</p>


事務局	<p>ら3月21日付で人事異動の内示が出されておりますので、事務局より説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>追加議案書の11ページの1をお願いいたします。議案第8号 職員の任免について。</p> <p>休憩をお願いします。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>それでは、職員の任免について委員の意見を求めます。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声があります。議案第8号 職員の任免について、承認してもよいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。異議なしでありますので承認といたします。議案第1号から第8号までのご審議、大変お疲れさまでございました。これもちまして令和4年度第388回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年3月28日

副会長 宮城 徳重 

議長 池宮城 盛基 

4番 仲宗根 光夫 

6番 大城 信男 